

(2025年3月31日現在)

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(2024年度)

住 所 神奈川県平塚市八重咲町6-18
事業者名 神奈川中央交通株式会社
代表者名（役職名及び氏名）代表取締役社長 今井 雅之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ノンステップバス	・ノンステップバスを161両更新する。(2024年度)	・2024年度は計画どおり161両を導入した。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員の操作等が必要な設備を用いた役務の提供	・車椅子の固定や、スロープ板の取り扱い等、車椅子をご利用のお客様の乗降に必要な役務の提供が行えるよう、全乗務員を対象とした研修を行う。	・「移動が困難な方々の対応マニュアル」をもとに、車椅子の固定やスロープ板の取り扱いなど車椅子をご利用のお客様の乗降に必要な役務の提供が行えるよう月次教育等で再確認を行った。
・設備を用いた情報提供	・運賃表示器および音声合成放送装置を使用し、文字や音声により情報の提供が行えるよう、定期的なメンテナンスを行う。	・適宜メンテナンスを行い、文字や音声による情報の提供を行った。
・乗務員が求めに応じて提供する設備の役務の提供	・聴覚障害や、言語障害のあるお客様からの求めに対して筆談具を用いて応じられるよう、全乗務員に対し、マニュアルを使用した研修を行う。	・「移動が困難な方々の対応マニュアル」を活用し、全乗務員を対象とした研修を行った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員の理解向上	・接遇ガイドラインに基づき作成したマニュアルを活用し、引き続き乗務員を対象として、高齢のお客様や障害をお持ちのお客様への接遇に関する研修を行う。	・接遇ガイドラインに基づく「接遇マニュアル」を2022年10月に作成、各営業所で毎月実施する月次教育等において活用し、高齢のお客様や障害をお持ちのお客様への接遇に関する研修を実施した。 ・障がいをお持ちの当事者を交えた教育訓練を実施し、相互理解の促進およびより適切な対応が出来るよう訓練を行った。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> バスルートマップの配布 バスロケーションシステムによる情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢のお客様などWEB検索が苦手な方でもバス路線や駅前の乗り場等が確認できる冊子を引き続き配布する。 スマートフォンなどからのWEB検索および各バス停に貼付のQRコードを読み取ることにより、バスの接近情報とバスの車種（ノンステップバス・ワンステップバス）が確認できるバスロケーションシステムの提供を引き続き行う。 	<ul style="list-style-type: none"> システムの廃止およびバス停の名称変更などが多数あり、最新の情報をホームページ掲出の営業所路線図を活用してご案内を行った。 WEB検索およびバス停貼付のQRコード読み取るによるバスの接近情報を確認できるサービスの提供を引き続き行った。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者への接遇向上 	<ul style="list-style-type: none"> 各営業所において、月次に行う教育に高齢のお客様や障害をお持ちのお客様への接遇に関する研修を盛り込み、座学や疑似体験教育を通じて全乗務員が同水準で正しくスムーズな対応ができるよう訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各営業所において毎月実施する月次教育で高齢のお客様や障害をお持ちのお客様への接遇に関する体験教育などを盛り込み、全乗務員が同水準で正しくスムーズな対応ができるよう訓練を実施した。一部営業所では電動車椅子を用いた体験教育を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者用設備への適切な表示 	<ul style="list-style-type: none"> 車内の優先席や車椅子スペースへ案内文やピクトグラムにより、高齢のお客様や障害をお持ちのお客様が乗車された際には、優先的に利用できる設備であることを表示し、利用者へ理解・協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 案内文やピクトグラムに加え適時、車内放送を行い、優先利用の周知を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> 4自治体と協働し、停留所の上屋2棟、ベンチ6基を設置した。 ホームページや電話で寄せられるお客様からのご意見を日々社内で共有するとともに多様なお客様がスムーズに快適にご利用いただけるよう改善に活用している。
--

(3) 報告書の公表方法

<p>当社ホームページにて公表する。</p>

(4) その他

<p>特になし</p>

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

東京都+神奈川県
(2025年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	1,860	1,860	1,261	597	2	2								
年度内に 供用を開 始した車 両数	175	175	169	6										
年度内に 供用を廃 止した車 両数	190	190	79	109	2	2								
年度末車 両数	1,845	1,845	1,351	494										

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

東京都
(2025年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	226	226	223	3										
年度内に 供用を開 始した車 両数	17	17	17											
年度内に 供用を廃 止した車 両数	22	22	20	2										
年度末車 両数	221	221	220	1										

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

神奈川県
(2025年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	1,634	1,634	1,038	594	2	2								
年度内に 供用を開 始した車 両数	158	158	152	6										
年度内に 供用を廃 止した車 両数	168	168	59	107	2	2								
年度末車 両数	1,624	1,624	1,131	493										

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。